

広島電鉄株式会社の軌道事業の一部廃止について（２回目）

1. 日 時

令和7年7月15日（火） 10：30～10：50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審理室

3. 出席者

＜委 員＞

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

＜国土交通省＞

事案処理職員：運輸審議会審理室 磯野、大野、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

○本件軌道事業の一部廃止事案（路線付け替えに伴うもの）につき、猿猴橋町（えんこうばしちょう）停留場の廃止に伴う利用者への影響及び地元の受け止めについて所管局より説明を聴取した令和7年7月8日（火）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、同停留場と（新）広島駅停留場の間は300m弱と至近であり、利便性の大幅な悪化は生じないものと考えられること、地元説明会を通じて、関係機関や沿線住民との調整が整っていること等を総合的に勘案し、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。